



carraria

カラリアアソシエイツ会員規約

第1条(組織の目的)

carraria associates(カラリア アソシエイツ)(以下「当会員組織」)は、第5条に定める資格を有する carraria associates 会員(以下「会員」)に対し、第3条に定める会員サービス(以下「会員サービス」)を提供することを主な目的とする有料会員制組織です。

第2条(組織の運営、会員サービスの提供)

当会員組織の運営、会員サービスの提供はトラストアンドアソシエイツ株式会社(以下「当社」)が行います。

第3条(会員サービス)

当社は、ブドウ栽培体験や文化教養をテーマにした催し(以下「イベント」)を実施します。また、イベントへの優先的な案内やワインの割引販売など会員のみを対象にしたサービス(以下「会員特典」)を提供します。また、会員が実行責任を負うイベントについて、運営の支援を行います。それらを通じて、「自分自身に最も存在価値を見出し、将来にそして今この時を大切に感じられる場」を、ワインと共に愉しむ機会を提供することを目的としています。なお、イベントは会員以外にも提供します。

第4条(会員規約)

carraria associates 会員規約(以下「当会員規約」)は、会員サービスの提供及びその利用について定めるものです。各種の規定(以下「諸規定」)をイベントごとに定め、当該諸規定に同意することを会員がイベントに参加する条件とすることがあります。なお、当会員規約と諸規定の定めが異なる場合は、諸規定を優先することとします。

第5条(会員資格)

次の各号の全要件を満たし、所定の入会申し込み手続きをとった個人について、当社が入会を承諾した場合に会員資格を有することとします。また、会員と生計を一にする配偶者やその他の親族については、会員と同等の会員サービスを受けることができます。

- (1) 入会申し込み手続き以前に当社主催のイベントに参加したことがあるか、または入会に際し会員から紹介を受けていること
- (2) 当会員規約に同意するとともに、第3条に定める会員サービスおよびその目的について理解し、サービスを利用する意思があること
- (3) 反社会的勢力に該当しないこと、またはその可能性が疑われないこと
- (4) その他当社が不適当だと判断する要件に当てはまらないこと

第6条(入会手続き)

当会員組織に入会するには第10条に定める入会金及び年会費を支払い、連絡先等の必要事項を届け出る必要があります。

第7条(年度の定義)

当会員組織は、7月から翌年の6月までの一年間を年度活動のサイクル(以下「ヴィンテージイヤー」)と定めます。会員サービスや会員特典は、ヴィンテージイヤー毎に定めます。

第8条(会員資格の有効期限)

会員資格は、入会手続きを行ったヴィンテージイヤー内に限り有効とします。ただし、ヴィンテージイヤーの切り替わりに際し、特に会員からの申し出がない場合は、会員資格を一年間延長するものとし、以降も同様とします。ただし、ヴィンテージイヤーが替わって一ヶ月以内に当該ヴィンテージイヤーの年会費が支払われない場合は、退会したとみなします。

第9条(退会等)

会員は、当社に退会の意思表示をすることで、いつでも当会員組織から退会できます。また、会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。なお、退会、資格喪失の理由を問わず、入会金及び年会費の返金はありません。

第10条(入会金・年会費等)

入会金は当会員組織への入会に際して、年会費はヴィンテージイヤーの開始月または入会に際して、それぞれお支払い頂きます。第11条に定める会員種別によっては、入会金又は年会費を定めない場合があります。また、各種イベントの参加に必要な会費は、別途明示します。なお、一旦振り込まれた入会金及び年会費等については、いかなる理由においても返金はされません。

第11条(会員種別)

会員は、年会費及び受けられる特典が異なる複数の種別(以下、会員種別)で構成します。会員が入会時及び年度の初めに希望する会員種別を選択することで、会員種別を決定します。また、会員は、年度の途中にも会員種別を変更することができます。その場合、会員が会員種別の変更を申し出、年会費の差額の支払いを当社が確認した段階で会員種別を変更することとします。ただし、年会費が減額になる場合には、差額の返還は行いません。

第12条(会員資格のはく奪)

会員は、会員サービスの利用にあたっては、当会員規約、諸規定、すべての法令を順守するものとします。当社は、次の各号が認められた場合、会員資格のはく奪を行います。その場合、入会金及び年会費の返金を行いません。

- (1) 当会員規約、諸規定及び法令に違反する行為
- (2) 当会員組織の運営やサービスの提供など当社の業務遂行上支障が生じると判断する行為
- (3) 申込時の届け出事項に虚偽またはこれに準ずる不適切な内容が含まれていることが判明した場合
- (4) 当社が合理的事由により、会員とすることが不相当と判断した場合

第13条(会員情報の収集・利用・管理)

当社は、入会手続きを通じて当社が知り得た当該会員の個人情報(以下「会員情報」)を、次の各号に定める利用目的の遂行に必要な範囲内で利用します。また、随時、利用目的を明示して会員の同意を得たうえで、当該目的の遂行に必要な範囲内で新たに会員情報を収集することがあります。

- (1) 第5条に定める資格要件の確認のため
- (2) 会員サービスの提供及び当会員組織の運営上必要な情報を会員に通知するため
- (3) 会員サービスとして、イベントの案内や当社の商品・サービスに関する各種の情報を会員に通知するため
- (4) 当会員組織運営や当社の商品・サービスの改善や開発等に活用するため

当社がお預かりした会員情報は、漏えい・紛失・改ざん・不正使用および不正アクセス等がないように適切に管理します。なお、当会員組織の運営、会員サービスの提供に際し、当社以外の事業者が提供するサービスを利用することがあります。その場合、当該事業者の責に帰する会員情報の漏えい等に関する事故に関しては、当社は一切の責任を負いません。

第14条(会員サービス等の変更・中断・停止・終了)

当社は、会員サービス、会員種別、入会金、年会費、年度の定義等、当会員規約に記載された全て又は一部について、会員に通知することなく、変更・中断・停止・終了することがあります。なお、会員サービスの終了により、会員の会員サービスの利用にかかる一切の権利は、当社が別段の取り扱いを定める旨を会員に対して明示的に通知、告知または公表をしない限り、直ちに消滅します。

第15条(改定)

本会員規約の改定は、当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、本会員規約の改定を行う場合は、原則、事前にその内容を会員に告知するものとします。

附 則

本規約は2017年7月1日より施行します。

Trust and Associates Inc.

トラストアンドアソシエイツ株式会社
〒384-2302 長野県北佐久郡立科町藤沢1185-42
TEL. 0267-56-1232

